

令和6年度第1回 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録

日時 令和6年10月3日(木) 午後1時50分～午後3時55分
場所 米子市役所本庁舎4階 402会議室
出席者 委員 杉見 吉晴 松本 裕吉 青戸 光一
竹下 純子 岩浅 美智子 中島 美智子
事務局 総務部 下関部長
契約検査課 足立課長 世山課長補佐
工事所管課 水道局 施設課 整備課 営繕課 都市整備課 道路整備課

議題

- (1) 報告案件について
- (2) 令和5年度下半期の発注状況について
- (3) 入札及び契約の運用状況について(R.5.10.1～R6.3.31契約分)
- (4) その他

○議事内容

(事務局)

定刻より少し早いですけれども、皆様お揃いでございますので始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、天気が悪い中ご参加いただきましてありがとうございます。このたびは審議案件を抽出させていただくデータを9月にお送りしたときに、抽出がうまくできていないことがあり、ご迷惑をおかけしたところがございました。大変失礼いたしました。また、資料送付が直前になりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

ただいまより令和6年度第1回米子市建設工事等入札契約審議会を開催いたします。

そうしますと次第の2でございますが、下関総務部長よりご挨拶申し上げます。

(下関部長)

本日は皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は令和5年度下半期の入札及び契約の運用状況についてご審議をいただくこととしております。

毎回長時間にわたってご審議をいただきまして、大変ご苦勞おかけをしておりますけれども、毎回皆様から様々なご意見を頂戴いたしておりまして、非常に感謝を

しているところでございます。

今、本市は電子入札の導入に向けて準備を進めているところでございます。現在発注のメインの方式として郵便入札による工事希望型というものをやっているんですけども、これを導入したのが平成16年のときに試行という形でまずは導入をして、それから20年近く今のやり方をそのまま行ってきております。途中で総合評価方式ですとか、あるいは最低制限価格の設定などというような、小さな変更等がありますけれども、全く大きな変更はなしに、同じスキームで続けているような状況でございます。

この平成16年の辺りは、実は電子入札も先進自治体においては少しずつ始まりつつあるというような状況でしたけれども、そのときに米子市の財政状況が非常に悪いような状況でしたので、内部管理事務にそれほど大きなコストをかけられないというような事情もありまして、その当時も非常に安定して、信頼性のあるということで郵便事業を活用した工事希望型の郵便入札を活用した入札方式を選定したというような経緯がございます。

このたびの電子入札については、他の先進自治体と比べたら、非常に遅ればせというような状況ではございますけれども、DXというようなツールをしっかりと活用して、透明性、競争性、公平性、これらをも高めるだけではなくて、事務の効率化、こういったものを改善も図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、この状況については、また委員の皆様にもご説明をする機会も設けるような状況にはなると思っておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

本日はこの会が有意義な会となりますように進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。

(事務局)

(事務局出席者紹介)

(事務局)

それでは次に、本日配付いたしましたお手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目が1枚目に本日の日程、そして発注状況等の資料のものが1冊、そして2番目がA4判の2枚のもの、それから3番目が委員の皆様にも事前に抽出していただいております資料が1冊。お手元の資料は以上でございますが、揃っておりますでしょうか。

それから、日程を表紙に記載しております資料のほうに、表紙を1枚めくっていただきますと、表紙の次に委員さんの名簿と、それから同じ資料の最後には、審議

会条例を載せておりますのでご確認ください。

続きまして次第4、審議会の成立についてですが、本日の審議会は委員全員のご出席がありますので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、成立していることを報告いたします。

続きまして次第5の報告でございますが、事務局から報告させていただきます。

(事務局)

松本委員さんから、新聞報道でもありましたように、一度落札決定したのに入札を無効としたというような案件がございました。その経緯について説明をということでございましたので、説明をさせていただきたいと思っております。

市道昭和町大谷町1号線目久美橋橋梁補修工事に係る入札について、A4の2枚ものの資料がお手元にご準備させていただいていると思っておりますけれども、そちらをご覧いただきまして、それに沿って説明をさせていただきます。

こちらの入札ですけど、この入札は令和6年7月30日に入札を行い、落札者を決定いたしました。当初の最低制限価格の設定が適正ではなかったため、落札者の決定が適切にできなかったことが判明したために、本件入札を無効とし、改めて入札を実施することにいたしました件でございます。

この工事につきましては、当初予定価格は税込みで4,595万2,500円、税抜き4,177万5,000円で、最低制限価格は、これは事後公表なんですけれども、4,104万8,700円、税抜きで3,731万7,000円という価格をもとに入札を行いました。この入札には13社申し込みがあり、うち1社は辞退されました。残りの12社で入札を行った結果、税抜きで3,731万円で8社が応札をし、1社が税抜きで3,731万4,000円で応札し、以上の9社が最低制限価格を下回ったため失格となりました。

残りの3社は税抜きで3,731万7,000円で応札をし、予定価格と最低制限価格の間で同額だったため、このうち1社をくじ引きにて落札決定いたしました。

その後、今回の入札で失格となった複数の入札参加者のほうから、積算が間違っているのではという指摘がございましたため、発注課で調査を行いました。

その結果スクラップ費用を経費対象外として計上すべきところを、経費対象として計算しましたことによりまして、最低制限価格に誤りが生じていることが判明いたしました。最低制限価格は正しくは4,104万1,000円、税抜きで3,731万円でした。

今回、失格者となった9社のうち8社は、正しく算出された最低制限価格と同額でした。そのため、正しく最低制限価格を設定すれば落札する可能性があったというものでした。

本件は市の積算ミスにより、誤った最低制限価格のもとで入札執行されたものでして、落札者が変更になる可能性があったものでした。そのため、本件入札については、落札決定となった入札参加者から契約締結を行わないことの同意を得た上で、入札としては無効とすることと決定いたしました。

そして、工事内容等につきまして、精査の上改めて発注を行いました。

また、再発防止策につきましては、積算担当部署において同様の積算誤りをしないために当該事例を共有し、設計書を確認する際のチェック項目に新たに加えることにより、再発防止に努めることといたしました。

この件につきましては、9月18日に再入札を行い、落札者を決定しております。

説明は以上です。何かご質問等ございましたら。

(松本委員)

4番目のところで、ここに本入札結果への対応のところ、市の積算ミスにより誤った公表情報のもとで入札執行とありますけど、誤った公表情報というのは、予定価格は別に変っていないですね。誤った公表情報っていうのは具体的に何でしょうか。

(事務局)

実は最後の最低制限価格そのものを事前公表はしておりませんが、事後公表する最低制限価格が違っていたというところでございます。

(松本委員)

はい、わかりました。

入札後に公表される最低制限価格が間違っていたということですね。わかりました。

このことが新聞で報道されて私が感じたことはですね、3つの印象を持ちました。1つは、入札に伴う談合はおそくなかったというふうに感じました。それと2番目に感じたのは、大半の企業が最低制限価格を正しく算出できるんだと、これにちょっと驚きました。それから3番目は、市のほうが間違えた条件で最低制限価格を算出されているにもかかわらず、ピタリと当てた1社がありました。これにもちょっと驚きました。

実は似たような事例がありまして、今年の6月2日、読売新聞に出たんですけども、福島県いわき市の水道局が発注した水道管の工事で、現場のですね、これも非常に似ているんですが、このときは17社が参加して入札が行われました。そのときには積算に用いる汚泥処理費などの単価に誤りがあったことが判明して、正しい

最低制限価格があって、3社がこの金額で応札していたということなのですが。これは逆に市のほうが情報漏えいの可能性があるというふうにして、その落札業者との契約を解除したというケースなんです。やっぱり市のほうが最低制限価格の算出金額を間違えているのに、同じように間違えた入札企業があったというケースで、水道局が誤って算出した最低制限価格と同額で落札されたっていうことは不自然と考えるというような意見が載っております。

ですから、今回も3社びたりと適合させたのはちょっと不自然かなというふうに印象を受けました。以上です。

(事務局)

先ほど誤った最低制限価格をびたりと当てたところが3社ということでしたが、おそらくこのスクラップ費用の解釈の問題というか、これを要するに経費の対象とするか対象経費外にするかというところで差が出たのかというふうに考えております。これは推測でございますけれども。

(杢見委員)

この案件に関しては、米子市さんの場合は工事を発注する際に、工事説明会は開いておられますか、開いてないですか。

(事務局)

説明会は開いておりません。入札説明書ですとか、設計図書ですとかそういったところを見ていただいているという形にしております。

説明会を開くということは以前はしていたんですけど、ただそこに参加すると、参加する業者がわかってしまうと談合になるのではないかとということもございまして、そういった説明会をやめたという経緯がございます。

(杢見委員)

談合という話があるのかもわからないんですけども、例えば発注する際に説明会等を開いておれば、こういう経費を含むか含まないかというのはその場で説明があろうかと思うんですね。もしくはそういう形で口頭で申し上げていたら、例えば含むと申し上げていたら、これが正しいわけで、説明会で含まないと言え、そうなるだろうしということで、できれば米子市さんとしては、今後こういう説明会を開く方向で少しご検討されたらどうか、すなわち総合評価というのはこういう談合を、昔あったものをなくすためにこういう制度を取り入れていっているということなんで、その中で入札が行われているということは、談合はないものだという前提のもとですので、そうすると今後はこういうややこしいような、ちょっと金額の大

きそうな案件に関しては、そういう説明会をあえて開いてもいいんじゃないかなっていうふうに思ったりはしました。

それとこれはコメントですけど、松本委員さんから驚きだと、見積りが非常に最低制限価格ぴったりだっていう意見がございました。今はこういうものに関しては、全ての積算ができるようなソフトが出ていまして、それを購入している業者であれば、簡単にこのぐらいは出てくるようなところだというふうに私も聞いていますので、どんどん業者が取りたかったら、本当に最低制限価格を入れてくるんだと思います。

それと例えば国のほうですと、例えば最低制限価格を割った低入札であろうというところに対しては、本当にその金額でできるのかっていうことを、その後で問い合わせるようなシステムもございます。そこでやれるんならば、OKという話になれば、行政としては、財政的に少しでも安いほうがありがたいわけで、そういうことも可能になっていますので、ぜひその辺も含めた形、手間がかかりますよ、すごく、手間はかかりますけども、米子市さんそういう形で少しさっき言った説明会も含めた形で、将来ちょっとご検討をお願いしたいなというところです。

(事務局)

そういたしますと次第6の議事に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員会条例第5条の規定によりまして、会長が議長に議事の進行は杢見会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(杢見会長)

それでは早速ではございますけれども、日程の6番の議事に入らせていただきます。

まず(1)につきましては、事務局のほうからご説明があるということですので、お願いいたします。

(事務局)

まず、初めに令和5年度下半期の発注状況につきまして説明させていただきます。

発注状況についてございます。まず初めに資料の日程が表紙に記載されている資料がありますが、こちらから説明させていただきます。

こちらの令和5年度下半期の建設工事の契約状況でございますが、まず一番上のところに公募型指名競争入札、これは予定価格が1億5,000万円以上のいわゆる高額工事案件または配置技術者、施行実績の有無の条件をつけた場合に実施する

ものでございますが、令和5年度下半期は土木一式（一般）1件、契約金額が約9,000万円ということ、平均落札率が91.3%ということでした。なお公募型指名競争入札の内容でございますけれども、中央第二幹線改築工事がありました。

次に下のほうの工事希望型指名競争入札でございますが、これは原則として予定価格130万円以上1億5,000万円未満の工事案件に対して実施するものでございます。これは一番上の解体工事から一番下の舗装工事までの12工種で90件、契約金額は約11億7,200万円、平均落札率は91.7%。これらの工種の中では土木一式（一般）が一番多く発注しておりまして、件数にいたしまして41件、契約金額が6億9,800万円ということで、契約金額の高価なものとしては、市道安倍三柳線（2工区）改良工事その1が約7,400万円、政右衛門川改良工事（その2）が約5,900万円、市道二本木下郷線下郷上橋ほか2橋りょう補修工事が約4,600万となっております。

続きまして2番目に多く発注しているのが、建築一式工事で14件、契約金額は約5,900万円でした。主な工事としましては、彦名小学校のバリアフリートイレの設置建築主体工事が約930万円、伯耆古代の丘公園駐車場整備工事が約790万円、大篠津地区福祉センター外壁改修工事が約470万円でした。

公募型と工事希望型なんですけど、入札全体の合計でございますけれども、発注件数が91件、契約金額としましては約12億6,300万円、平均落札率は91.7%というふうになっております。

下のほうに移りまして、工事における随意契約でございます。こちらのほうの発注は管工事から舗装工事まで、5種18件、契約金額にしまして、約1億6,800万円、平均落札率は95.4%でした。

随意契約理由の内訳といたしましては、予定価格が130万円以下のいわゆる少額随契の1号随契が12件、契約金額の平均としましては約97万円となっております。次に緊急の入札により競争入札することができないときの5号随契が1件、入札参加者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときに適用する8号随契が5件でした。

この結果、入札と随意契約を合わせますと、工事契約においては、発注件数109件、契約金額が約14億3,200万円でした。

次のページ、こちらのほうは測量・設計などの委託についての契約状況でございます。一般競争入札については行っておりません。次に公募型指名競争入札についてもございませでした。次、通常型指名競争入札ですけれども、6業種で発注件数が18件、契約金額としましては約1億5,100万円、平均落札率は94.2%でした。

なお、発注件数が多いものの業種といたしましては、補償コンサルタントが一番

発注しておりまして8件、契約金額としまして約6,800万円でございます。

そのうち高額な案件といたしましては、市道富益崎津3号線測量設計業務委託その2が約3,000万円となっております。

委託業種のその他でございますけれども、除草、伐採、浚渫です。

その下の表になりますが、委託の随意契約をまとめております。発注は1業種で2件、契約金額は約1,800万円、平均落札率99.0%でございます。

随意契約理由の内訳といたしまして、入札参加者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときに適用する8号随契、これが2件、その他というのは、具体的には除草と浚渫でございます。この2点の契約金額の平均といたしましては914万円という金額となっております。

これらの結果、委託に係る契約の合計は、件数が20件で、契約金額としましては約1億7,000万円、平均落札率は94.6%でございます。

続いての資料になりますが、こちらは平成16年度からの発注件数、契約金額、平均落札率をまとめた表でございます。工事入札、工事随契、委託入札、委託随契の区分でまとめてさせていただいておりますので、その順番で説明させていただきたいと思っております。

最初の表は工事入札に係る表でございます。それぞれグラフにしたものが後ろについております。

はぐっていただきまして、棒グラフがついていると思っておりますが、工事入札による発注件数のグラフでございます。一番右の令和5年度下半期でございますけれども、前年の下半期よりは10件減少しております。ただ1年間の工事件数としましては、上半期が前年度の上半期よりも多かったために、結果的には前年度よりは2件増加という形にはなっておりますが、下半期だけを見ますと減少しておるといった結果となっております。

次のページは契約金額の推移のグラフになっております。一番右の令和5年度下半期でございますけれども、前年度下半期の約半分ぐらいの金額になっております。令和5年度全体としては、上半期の増額が多かったために、前年度よりも約4億の増額となっております。

次のページは、入札にかかる平均落札率の推移のグラフになっております。工事入札の平均落札率についてでございますが、過去8年間ぐらいはその91%から92%台を推移しているというような形で、大きな変化はないような状況でございます。

次のページは工事の随契を平成16年度から表にしたものでございます。これにつきましても、それぞれグラフを載せております。

はぐっていただきますと棒グラフが、工事の随契に係る発注件数の推移のグラフです。工事の随契については年々減少しておりまして、令和4年度下半期と比較

すると大きくは変化していないんですけれども、これについては3件増加しておりますが、全体としては減少傾向にあると言えると思います。

はぐっていただきますと、契約金額のグラフとなっております。令和5年度下半期の契約金額は前年度下半期よりもかなり増額になっておりますが、主な随意契約といたしましては、市道富士見町南東倉吉町線道路整備工事（ウォークブル推進事業）、こちらが約6,700万円というような工事でございます。

次に工事の随契に係る平均落札率でございますが、過去5年間ほど92%から93%を推移しておりましたけれども、今年度は94.6%と少し上がった落札率になっております。

次の表は、平成16年度からの委託の入札になっております。こちらも発注件数、契約金額、平均落札率のグラフを載せております。

最初のグラフの発注件数でございますけれども、令和5年度下半期は前年度下半期より減少しておりますけれども、次の契約金額のグラフを見ていただくと前年度下半期よりも多少ですけれども増額になっておりまして、令和5年度全体としては、前年度より大幅な減額となっております。これは明らかに工事件数が減っているというところから減額ということはおわかりいただけると思います。

次の平均落札率につきましても、特に大きな変化がございません。93%から94%というところを推移しています。

次が委託の随契のほうになりまして、こちら平成16年度からを載せておりまして一番最後が令和5年度になっておりますけれども、これにつきましてもグラフを載せております。

件数のグラフにつきましては、令和4年度と同じ件数になっております。

次のページの契約金額については、下半期だけを見ますと増額ということになっておりますけれども、令和5年度1年間としては減額というような金額となっております。

その次の平均落札率のグラフを見ていただきますと、今年度は前年度よりかなり高くなっておりまして、平成16年度からずっとグラフを作っていく中で一番高い落札率になっております。

次に工事契約におけるくじ引きの発生状況を載せております。こちらについては平成23年度からの状況を載せております。

令和5年度下半期につきましては、土木一式工事が21件と多く、近年の傾向通り、土木系の工事にくじ引きが多くなっております。

発注案件については以上でございます。

今回、委員の皆様から抽出いただいた審議案件につきましては、後ほどご審議をいただきたいと思っております。

事務局から説明は以上でございます。

(杢見会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして委員の皆さんから何かご質問ございますか。

(青戸委員)

落札率の話なんですけれども、今年は2つのグラフで見てもいずれも上がっているということで、ざっと1年前の表を見せていただいた限りだと8号随契が占める割合が増えているのが、たぶん上がっている直接の原因なんだろうと思うんですけれども、8号随契っていうのは、基本的には予定価格の範囲内で、落札者が決まらなかったということで、入札のときの予定価格と随契のときと予定価格が同じなのか違うのかちょっとわからないんですけれども、そうなってくると性質上どうしても8号随契のときの落札率というのはどうしても100に近いところになってくるのかなっていう気はしますので、特に異常のことではないかと思います。私の見解です。

(杢見会長)

ありがとうございます。

予定価格の変更は、これは当然ないということで、手持ちの工事がたくさんあったりとか、現場監督が足りていないとかっていうので入札に応じられないとか、場所があまりにも難しい工事で、あんまりやりたくないっていうか、そういうときに割と続いて不調に終わることをよく聞いています。あとどうしてもそういうインセンティブを与えてあげるといふ形はおかしいんですけども、入札するときより業者はそのぐらいをちょっと高めに入れてくるんじゃないかなっていう、さっきおっしゃった通り、落札価格のパーセンテージが上がってくるんですね。その通りだと、背景にはそういうことが多分あるんだと思います。

他に何かございますか。

なければ私のほうから、委託のほうなんですけれども、建設コンサルタントと補償コンサルタントっていう区別は何かということで、先ほど説明のとき補償コンサルのところで道路の設計とかっていう話があったんですけども、設計ならば建設コンサルタントかなと思って質問です。

質問の意図は、よく聞くのは、こういう道路を設計するんで、あるそういう土地が引っかかっているからそういうのを買い取りとかそういう話のところの交渉担当をよくコンサルタントに頼むっていう業務があるんですけれども、そういう話かなと思ったんで。だけど、さっき道路設計だっていう話を言われたんで、それならば、建設コンサルタントかなと思っての質問です。

(道路整備課)

道路を計画してですね、発注に向かう前にまず設計委託というものがござい
ます。先ほどおっしゃられた通りでございまして、ただその設計の中にはその道路部
分について土地が引っかけるとか、建物が影響するとかというところもございま
す。そういったところで業務名は設計業務委託なんですけども、その中に用地調査
業務とか、そういった業種があれば当然そういった資格をお持ちのコンサルさん、
業者さんを指名しておりますので、先ほどおっしゃられたようなところです。

(杢見会長)

わかりました。集計から見ると普通は建設コンサルタントのほうが結構高く、補
償のほうがそれほどでもないということで、逆になっているので、そこも含めた形でこ
こは補償コンサルタントのほうに設計を含めているということなんですね。

それと同じくそのところですけども建築士1件ってありますけど、これは何か
特殊な建築士に対して何かをしてもらうっていう委託業務なんですか。

(事務局)

おそらくこれは通常の建築設計だと思われます。

(杢見会長)

建物の設計、上屋ですね。そしたらこれはもう建築でいいんじゃないかなと思う
んですけども。

(事務局)

この区分につきましては区分の仕方の問題です。そこはまたちょっと検討させて
いただきたいと思います。

(杢見会長)

わかりました。

私のほうから以上ですけど、他の委員の皆様はよろしゅうございますか。

よろしければ次の議事の(2)に行きますけども、これにつきましては各委員に
抽出していただきました案件の審議とかありますけども、まずは事務局のほうに説
明をお願いするんですけども、全ては多分無理だと思うんで、どうしまし
ょうかね。

委員の皆様の方からこれをついてというのが、手が挙がったらそれからでもよろし
いですかそういう進め方で。

(事務局)

はい。

(杢見会長)

はい、いかがでしょうか。どなたからでも結構ですけど。

(松本委員)

抽出した委員の数が一番多い案件をやるのがいいかと思ひまして、一番下の工事番号126番、淀江振興課、伯耆古代の丘公園駐車場整備工事ですけど、これ3名の委員が、ちょっとこれおかしいじゃないかというふうを感じるんで、これはやりたいです。

それと100番、道路整備課、市道外浜街道（浜橋）改良工事うち仮橋架設工事、これも3名の方がピックアップしておりますので、これもぜひお願いしたいと思ひます。

(杢見会長)

他の委員さんはよろしゅうございますかね。

そしたら、3名の委員さんがご指摘の案件、まずはその二つについて、順番にしたいと思ひます。一番下の126番からいきましょうか。

(事務局)

はい126番の案件ですけども、伯耆古代の丘公園駐車場整備工事について、松本委員さんは一者入札で落札率が高い。そして青戸委員さんは結果的に無競争、落札率が高いというご意見をいただいております。

こちらについてですけど入札執行表のほうをちょっと見ていただければと思ひます。辞退のほうも4社出ておりますし、実際に入札に応じたところも最低制限価格を下回ったために失格となっているところがございます。そして結果的に1社だけ有効という形で、こちらのほうが比較的落札率が高いですけど、結果として、そういった形で1社が落札したような形になっているんですけど、こちらの工事のほう、まずは辞退理由というところですけど、技術者の配置、そういったところが困難だというようなところが述べられております。そして最低制限価格による失格というところが結構多いというところがあると思ひます。こちらの5社が最低制限価格で失格という形になっております。こちらについても、あくまでも推測という形になってしまうんですけど、一番落札する可能性が高いというところが最低制限価格ということになりますんで、最低制限価格を狙って、入札をされたんだろうと思ひますけど、結局積算のほうが、誤りという言い方がいいのかですけど、そ

の実際うちのほうが設定した最低制限価格より低くなってしまったがために失格、結果として、そこまでひよっとしたらきちんと積算したかどうかわからないんですけど、この価格だったら受注してもいいと思われて、積算された業者さんが落札されたという結果になっている。これもあくまでもこちらの推測ですので、実際業者に聞いたわけではございませんので、そうではないかっていう推測でお答えさせていただきます。

(杢見会長)

どうですか。今の説明で。

(青戸委員)

今の最低制限価格のギリギリのところを狙ったのではないかという説明に正直違和感があるんです。というのはですね、最低制限価格がこの入札執行表の下ところで税抜き568万円とあるのに対して、失格になった業者があまり惜しくないところで失格となっているように見受けられるのです。特にですね、なんか自分がこの表とその後の資料等を見比べて、かなり違和感があったのが、最低制限価格により失格となっている5つの業者があるのですけれども、そのうちA社の工事費の内訳の表がついているのですけれども、一般管理費を18万9,000円と計上していて、かなり安く計上をしているのですけれども、工事原価の3%ぐらい超のところなんです。普通の考えで一般管理費は、もうちょっとパーセンテージが高いのが通常ではないかと思うのですよ。となると何でこんなに安く計上したんだろうか。予定価格が与えられて、計算式もこの指名競争入札で同じであるにも関わらず、通常よりも相当安い額の一般管理費しか計上せずに、それによって最低制限価格に満たない額で失格となる。特定の業者を利するためにわざと失格みたいなことを疑われても仕方がないんじゃないかという気がするのですが。いかかでしょうか。

(事務局)

これも本当にあくまでも業者さんに聞いたわけではないですので、推測の回答になってしまいます。

こちらの工事につきましては、建築関係の工事という形になっています。土木工事というのは、割と単価っていうか、設計単価ですとかそういったものが比較的公表されている数字を使っておりますんで、最低制限価格が推測しやすい、先ほど会長さんもおっしゃられましたけど、そういったソフトっていうのが出回ってまして、そういったところで計算されるっていうところもあるかと思えます。ただ建築系の工事というのは、公表されている単価っていうのが非常に少ないという、土木に比べて少ないということは聞いております。その影響もひよっとしたらあるかも

しれないというふうには、これも推測なのでちょっとわからないんですけど、そういったことは聞いております。

(青戸委員)

続けてちょっと言わせていただきたいんですけども、事前に配布された資料が、米子市の令和5年度下半期辞退者一覧と言う資料があって、これの49から52というのが、この126番の案件についての辞退者4名だと思うんですけども4社のうちの3社が予定価格内での入札が困難なためという理由で辞退しているんです。つまりこんな安いのが採算に合わないという話だと思うんですけども、それにも関わらず最低制限価格よりも全然惜しくない価格で失格になっている業者が5社もある。おかしくないですかというふうに思うのか市民感覚なんですよ。その結果、勝ち残ったのが落札率が100%に近い業者ということになっているんですけども。

もっと言えばこの予定価格内での入札が困難なためという理由で、辞退した業者が3社とも令和6年1月19日、同じ日に同じ辞退理由で辞退しています。申し合わせがあったのではということを考えるほうが自然と考えるんですがいかがでしょうか。

(事務局)

先ほどの青戸委員さんに対してお答えになるかどうかというのはちょっとわからないんですけども、先ほど課長が申しましたように、これ実は公園駐車場整備工事とは言いながらもですね、実は舗装部分が非常に少ない、いわゆる土工部分が非常に必要ないという工事で、あとは設備とあとは解体、撤去の部分ですね。そういった部分で非常に公表の単価が出ているものが少ないということでおそらくは見積りで対応している部分が相当数あるんだろうというふうに思っております。そのために通常単価がほぼわかっているということであれば、最低制限価格に張り付くというようなことは想定できるんですけども、この場合については、そこら辺の数値を業者間によってばらつきが非常にあって、かなりの業者さんがそれを下回っている状況になっているということが見えるんじゃないかなと思っております。

それと、最後に言われた同じようなタイミングで辞退をされているというようなお話もありましたけれども、その部分については、こちらとしては何とも言いようがない部分で、結果的にそういった日に揃ったんであろうというふうな判断しかこちらとしてはしていないというのが実情です。ですのでそこで何かあったのかどうなのかというふうに問われても、それについての何の裏付けも根拠も持ち合わせておりませんので、結果的に辞退をされるのは自由でございます。どのタイミングであっても、結果的にそのタイミングになったんだろうなというふうなことは思っ

ております。

(梶見会長)

よろしいですか。何か難しい問題なんですけど、この最後のB社ですか、そういうところなんかの内訳を見てみると、結構工事費、直接工事費分が太ってきて、あと例えばこの項目に関して特にここで目立つというのは、共通仮設費が他の業者に比べてすごくワンオーダー桁ぐらい低い値になっているんですよね。すると先ほど青戸委員がご提案、ご指摘されたA社だったかなと、そこの一般管理費が非常に安くなっているんだから、どっかで数字をそういうふうに業者は扱っている、そういうふうに変えているんじゃないかなというぐらいしか読めないんじゃないか。だからその辺を何か相談してってという話はないと思いますね。多分ちょっと工事が大きくなって、大体積算をすると、プログラムを書くとわかるから、その辺をやる、そういう一般管理費とか共通仮設費かっていうところでいろんな数値を選んでいないんじゃないかなと思うんで、これ特に何百万の単位ですよ。だからこの辺の何十万のオーダーってやるとすぐに何ていうか、価格的にすごく大きく変動するので、そこじゃないかなと思いますよ。

どうなんですか。こういう辞退するのは市のほうで結果を報告されて、どのぐらいの日数経ったら辞退されるとか、そういうのは統計的に取られていたら教えて欲しいんだけど。例えば次の日にすぐ返事が返ってくるのか。しばらく契約期間等あると思うんだけど、そこまで待って帰ってくるのか、その辺はどうなんですか。

(事務局)

今のご質問ですけど辞退のほうはどれぐらい経ってから辞退してくるのかっていうのは、統計は特に取っておりません。様々でして、米子市の場合は大体月曜日に工事の案件を公表いたします。そしてその週の木曜日の夕方までに、申し込みをしてもらおうようにしています。入札自体はその次の週の火曜日あたりになってくるんです。例えば途中で工事の案件、他の例えば国とか県ですとか案件を取ってしまった、技術者の配置が難しいからということでご辞退っていうようなところもございますし、先ほどあったように採算が取れないんで設計書見て、申し込みをしたんだけど、積算きちんとしてみたら、採算が取れないからっていうことで辞退されるようなところもありますし、その期間がちょっとばらつきはありますんで。米子市の場合は、開札の直前まで辞退を認めております。

(梶見会長)

それとこの工事、特に発注から完成までが年度内で、1月の中旬ぐらいに発注して、3月いっぱいぐらいで仕上げなさいっていう話ですよ。そうするとすごいタ

イトな工事になってきて、例えば複数でも持っておられる業者はやっぱ取りたくないって話になってくるし、これは私の今までいろんな関わってきた感じなんですけど、取りたくないからもう入札に応じないわって感じじゃなんか、業者としてはやっぱり顔出ししとかなないと後々のこともあるしねってというようなことで、そういう感じで顔を出すような業者も結構多いってと聞いていますし、そういう感じらしいです。ですから、数をね、札を入れるけどもう最初から取る気がないっていうところもあるようなところを聞いたことがございます。この辺申込書を出したけども辞退するとか、場合によっては別の工事があったので辞退するとか、そういうこともあるようなんで難しいですよ、判断は難しいんですけど、今の時代そういうのは裏ではないと私は信じているんですけど。

(松本委員)

やっぱり青戸委員のおっしゃったように最低制限価格で5社が引つかかる。それから辞退した会社は3社からもとてもこんな予定価格じゃやってられないよと言って辞退する。非常に運良く1社だけが99.8%の落札率で落札する。なんかやっぱり普通考えて出来過ぎじゃないかというふうに思うんです。これは本当に予定価格の計算がこれで本当に良かったのか、それから最低制限価格という制度自体にもちょっと問題なんですかねというふうに思っていますね、もう一つの方法で、低入札価格調査制度というのがあるんですけども、この5社の最低制限価格に引かかった皆さんに1回調査されるような、こういうこれは済んだことですけど今後の対策として、そういうふうな考えを持っていただけませんかと思っておりますけど、

(事務局)

今の低入札価格調査というそういったところのご提案をいただきましたけど今、米子市の場合は、総合評価による入札以外は、最低制限価格制度でということにさせていただきます。それは過去にはもう低入札価格調査っていう形ではなかったんですけど、部長も以前申したと思っておりますけど、調査が非常に大変だというようなところがございまして、国とかは逆に最低制限価格制度はなくて、低入札価格調査という制度しかないんですけど、国は調査する体制が非常に整っております、そういったところに人が割けるっていうような所もありまして、米子市もずっとそれで、以前はやっていたんですけど、かなり手間がかかる割には結局人件費ですか、そういったところを削って、工事の質を落とさずにやるっていうようなことが見えてきたっていうところもございまして、最低制限価格制度に移行したという経緯があるということをお聞きしております。

現時点としては総合評価の入札については現在でも低入札価格という制度を設けておりますので、総合評価において低入札があった場合は、そういった制度を使っ

て調査するという事は可能でございます。

(松本委員)

さっき低入札価格調査では非常に手間がかかって、人件費がかかるということで確かにその通りなんですけども、結局入札のときにいただく工事費内訳書ですね、これのより詳しいものを送って、こちらで紙の上だけでチェックをするというふうな格好で検査の調査の負担をできるだけ軽減した格好で実施を検討していただければなというふうには思いますけれども。今デジタルトランスフォーメーションの時代ですんで、そういったものをどうせ入札のときに提出しているんですから、詳しい資料はあるはずなんです。それちょっと送ってくださいという格好で簡単な調査にするというふうにはできないんでしょうか。

(事務局)

先ほどの低入札価格調査の話なんですけれども、低入札の調査というのは低入札に該当した事業者に対して詳細な内訳書を求めて、それをもとに審査をする、調査をかけるというような聞き取りもしながらっていうことをやります。その結果ですね、失格にした例がほとんどないんです。なぜかと言いますと、できないという確たる確信が持てないから。業者さんだったら、事業を持っておられます。1本ぐらいい損をしてやっても全体の事業としては、経営としては成り立つという実態もあります。ですので、それぞれの経営判断として、安く取るという場合もちろんあるとは思いますが、低入札で一番心配しているのは、ダンピングは施工不良につながる可能性があるというその部分は非常に心配をしておりますけれども、実は低入札をした業者さんに対して、最終的に工事の評価をするんですけども、その評価の中でペナルティをかけています。しかも、配置技術者を余分につけるといようなこともやっています。要はたくさんの人とお金もたくさんかかりますよということで、もう手間暇をかけて、工事をさせるような仕組みとして定義が出来上がっている関係上、実際にはですね、絶対この金額ではできないよというような判定まで持ち込むということが非常に現実的に難しいという状況になっているんで、実態として、低入札をやったところで、ダンピングの抑止効果というのにもならないっていうのが実態としてはあるんで、そこら辺の手間暇を考えれば、やはりある一定の基準でもって算出した金額以下になった場合については、失格にしますよとあらかじめ宣言をした上で入札に参加していただくという今の最低制限価格の制度導入に移行していると、基本的には移行しているというになっております。ですので今のところですね、なかなか元のその手順の制度に戻すっていうのは現実的には非常に難しいんじゃないかなというふうに考えております。

(杢見会長)

よろしゅうございますか。

はい、多分次のそういう関係かなと思うんです。次に移ってよろしいですか。

100番ですね。ご説明をお願いします。

(事務局)

100番ですね。これが市道外浜街道線（浜橋）改良工事うち仮橋架設工事という案件です。これは3社申し込みがあり指名させていただいて、1社が辞退しまして、入札に応じた2社、こちらの1社が、最低制限価格により失格という形になりまして、1社が落札するというような結果になっております。こちらのほうですけど、結果として一者入札みたいな形になりまして、落札率も比較的高かったようなところがございますので、委員の皆さん抽出していただいたと思うんですけど、こちらにつきましては、そもそも申し込みが少なかった、実際3社しか申し込みがなかったってところもあるんですけど、こちらの理由といたしましては施工箇所が市街地および幹線道路沿線であり、現場条件が厳しい工事ってというような発注課からは難しい工事だというようなところもいただいておりますんで、そもそも入札に応じてくれる業者が少なかったってところもございますし、難しい工事だったというところがありまして、1社確かに最低制限価格を下回って失格になったってところはあるんですけど、結果としては高い落札率で落札されたってような結果になったってことしか言えないということでございます。

(杢見会長)

はい、ありがとうございます。何かご質問をお願いいたします。

(岩浅委員)

この案件は私も出させてもらったんですけど、まずは先ほどおっしゃったように3社の希望があって、そして1社が最低制限価格を下回り、1社が辞退されて、結局残られた1社が、これは積算されてそういうふうにあの数字を出されて落札されたという流れは今説明していただいた通りだと思うんですけど、結局この最後残った1社が落札できなかったという場合じゃないからそこまで言う必要はないかもしれないけれども、先ほどの126番の案件にしても、ずっとこの最低制限価格により失格っていうのが、ケースがすごく、今回は1社でさっきが6社でしたか、数は違いますけれども、傾向としてこういう形で参加できないっていうかそれで、1つ、今更ながらみたいにも思ったりもするんですけどこの最低制限価格の制度の適用が平成20年からですかね、グラフによるとそういうふうになっていまして、工事入札の関係だと3年、4年の間で見直しを図られている。これはどういう状況の

ときに見直しをされるのか、あるいはその3、4年という期間がもう定期的にその時点で見直しを行われているのかをちょっと聞きたいんですけど。

(事務局)

最低制限価格の見直しの基準といいますか、そういったところのご質問だと思いますけれども、最低基準価格の見直しというのが、米子市の場合ですね、一応基本的に予定価格の大体90%ぐらいってところを基準というか、目安にさせていただいております。それで毎年工事ごとに予定価格と最低制限価格の割合を、1件の工事ごと調査をさせていただいております、大体その平均が90%を大きく上回ったりですか、あるいは90%を大きく下回ったりとかする場合には見直しをするというような形にさせていただいております。

(岩浅委員)

はい、ありがとうございます。

今の工事のほうの入札に関してでして、委託入札のほうもやはりラインの見直しが令和元年と2年とありまして、このときの落札率が93.5とか93.7ぐらいですので、90%よりは若干上といえ上ですけど、これもやっぱり工事と委託の職種といいますか、その関係性によってそれが見直しの時期が異なるっていうことでしょうか。

(事務局)

委託の場合はですね、基本的に国の改正に合わせております。工事の場合は当然国の基準も参考にさせていただいているんですが、全く同じではなくて、米子市独自のやり方でやっている部分がありますけど、委託の場合は国のやり方に合わせてというところがありますので、国の改正に合わせて改正させていただいております。

(岩浅委員)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(裕見会長)

他に何かご意見ございますか。

(竹下委員)

表の数字の見方なんですけど、抽出案件の例えば1番なんですけど、最終契約金額141万1,300円ってなっているんですけどこれは合っていますか。結構金

額がちょっと当初契約金額と比べると300万少ないような。

(事務局)

1番の案件でございまして、当初の契約金額と最終契約金額で差があるということでございますが、質問ありがとうございます。これはこれで合っておりまして、実はこの工事ですね、変更契約をさせていただいたところがございまして、この工事はケーブルを必要とするような工事だったんですけど、この必要なケーブルがメーカーのほうが万博の工事ですとかそういったところで生産が追いつかないというところで、生産停止というようなことになったところがありまして、このケーブルを使わないということで減額の変更契約した結果がこの金額っていう形になっております。

(杢見会長)

他に委員の方から何かご質問ございましたらどうぞお願いします。

全般に関しては一つ質問があって、賃金の話なんですけど米子市さん、予定価格を出すときに賃金は昨年の賃金よりも今年の賃金を上げているんですか。上げてるかどうかわかるだけ答えていただければ。

(営繕課)

先ほどのご質問につきましては、多分労務単価とか、人件費ということだと思います。こちらについては、毎年国の基準をもとに労務単価が発信されます。それに基づきまして、最新の単価に入れ替えまして、建築関係で言えば、複合単価とかっていうようなあと経費を含めた単価を作り上げる作業を、年に大きく4回ぐらいかけてやっておりますけども、労務単価につきましては、ほぼ年1回です。あとは資材の高騰そういったものを見据えて、毎年先ほど申し上げるように数回に分けて、最新の単価を作り上げて、内訳に反映させるというような状況でございます。

(杢見会長)

わかりました。今は国の政策として賃金のアップっていう話をよく言っているのがそれがちゃんと反映された形で予定価格が作られているかどうかというところを確認したかったわけです。はいありがとうございます。

それと最終価格と入札価格の違いっていう話もあるし、その辺多分材料価格が例えば電気に関してはどうなっているか、銅線関係がすごく急騰したから、その辺で少し契約見直しで価格が上がったりというような形で、多分反映されているんだろうなというふうに推測しているんですけどそれでよろしいですね。

(営繕課)

変更の内容についてですけれども、工事の内容については、当初予定したもの以外のシチュエーションが発生した場合はそれに伴って変更の対象となるものは変更します。

先ほど言われた価格の件に関してはですね、ご承知のようにもうここ数年急増して、物価が上がったり資材が高騰したりというようなシチュエーションもあります。それが一定期間の短期間の間にですね、工事期間中に急激に上がっていくような状況になれば、いわゆるスライド条項という扱いをして、対応するようにもしております。それは一定の要件がございますので、そういう要件に合致すれば、受注者さんとともに協議をして、変更の対象として扱うこととしております。

(杢見会長)

はい、ありがとうございます。

委員さんからご質問ございますか。

今3名の方は抽出していただいた案件2つとそれ以外のところもちょっと含めてやっているんですけれども、これ以外にこれもというのがありましたらどうぞご意見していただけたらと思います。よろしゅうございますか。

(竹下委員)

私がちょっと名前を入れたのが大体指名社数が1社っていうところを大体出ていると思うんですけど、結構数が多いなと思ったんですけど。この辺は何か理由というか、こういう今現状があってっていう何かそういう特段の事情があるのでしょうか。

(事務局)

先ほども申したかもしれませんが、その現場施工が難しい工事とかですね、採算が取れない工事であるとかですね、あるいは技術者の配置とか人の問題で、配置ができなかったっていうような理由が、辞退の理由からはそういったところがあっております。

(竹下委員)

なんか前と同じかと思ったような気がして、なかなかそこがやっぱりずっとなかなか改善されないところがいろんなご事情もあるのでとは思いますが、なるべくいろんな声を聞かれて、いろいろまた改善されるといいかなと思うんですけども。

(事務局)

先ほどの一者入札の話なんですけれども、工事希望型の入札っていうのは、何社指名したのか、何社参加しておられるのか、手を挙げておられるのかっていうのがわからない入札方式にしております。ですので、1社であっても、他に誰か参加者がおられるというふうに思われて札を入れられるということになるので、その点では競争性は保たれているんだらうということで、一者入札も有効という形で取り扱っているところがございます。ですので、その1社なのか、複数なのか、たくさん来られるのか、こちらとしてはたくさん参加していただくのは非常にありがたいのでそれを望んではいらんですけれども、様々な手持ち工事の状況であったりとか、それぞれの経営上、経営戦略であったりとかというところの考え方によって向かわれるものっていうのはやっぱり違ってくると思います。昔みたいに必ず入札に参加しろというような指名、通常指名という形であれば、必ず相手の事情に関わらず必ず出てくるといったようなことを受注意欲があろうがなかろうが、そういったようなものの制度でしたけれども、今はご自分の経営判断のもとで手を挙げていただいて参加したいという希望を持っておられる方には手を挙げていただいて参加をさせていただいておりますので、それが結果として1社、非常にそれを望んでいるところではないんですけれども、結果として1社であるということもそれは当然あるんだらうなというふうには考えているところです。

(杢見会長)

よろしいですか。

その件に関して、1社しかないっていうのは、回答として難しいからとか何かそういう話もあったんだけど、それがわかっているんだったら場合によったら多分これ1社だけっていうのは割と不調になりやすい工事案件だと思いますよね。そうすると随意契約のほうに回ったりするわけで、随契でもなかったらっていう話が、8号案件というんですか、そういう形になって、その辺がある程度推測がついたならば、まずは8号に行くまでに、再入札のときに抱き合わせというか、もう少し美味しい工事と抱き合わせてやるっていう話もよく聞くことなんで、そういうことをすると、場合によったらもっと複数の入札が期待できるしということもやはり考えていかれたらいいんじゃないか。二つぐらい抱き合わせることによって美味しくなるから。そしたら取りに行きたいんだっていうので、たくさん札が入ってくる可能性もあるので、そういうことも少し最初からある程度想定ができる、これは多分難いだろうなっていう案件に関しては、1回目をやってみて、できればそれは不調に終わってほしいんだけど、不調に終わったものはそういう抱き合わせっていう形をとってみるっていう方法もよく聞くことなので、ご検討いただいたら。そうすると、随意契約のところは97%、99%とかそういう落札率じゃなくて、もう少し一般

的に皆さん認めていただけるような落札率に落ち着くのではないかとも思うので、これもすぐには難しいでしょうけど、検討の一つの課題でもあるのではと思います。

(青戸委員)

一者入札の話が出たので、ついでにといいいますか、私は抽出したもので65番、78番、84番と3つあるんですけども、これは共通していまして一者入札で、いずれも落札率が100%なんです。競争性の話は先ほどしていただきましてわかりました。ただですね、落札率100%で入れてきて、これ私の想像ですけども、多分事前に見積りを聴取した業者がそのまま参加しているのではないかという気がするんですよ。となると、これがそのまま予定価格になったのであれば、価格の適正性のチェックが果たしてできているんだろうかっていうのをちょっと気になるころではあるんです。予定価格が言い値で決まってしまうというような形に結果的になってしまっていないかどうかだろうかっていうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

おそらく工事の場合の積算だと思いますけど、これらの工事はそういった見積りを取って積算する方法ではなくてですね、それぞれ単価ですとか、県とか国とかは決めております単価とか歩掛りとかそういったものを積み重ねていった価格で予定価格を積算してるものだと思っておりますので、見積りでの入札の予定価格ではないと考えております。

(青戸委員)

ありがとうございます。ただもしそうだとしたらですよ、なんで堂々と100%で入れてこれるのかなっていうのが疑問にはなるんです。予定価格で落札できることが事前にわかってるんじゃないかなって思うのが、素人感覚ではないのかっていう気がするんですけどいかがでしょうか。

(事務局)

はい、これも本当にこちらの推測で、ちょっとどうかと思う部分があるんですけど、こちらとしては多分入札に応じた業者さんは、予定価格であれば、採算も取れるし、何とか受けてもいいようになっていような形で応札してもらったのではないかというような推測をしております。

(松本委員)

何か今までの話を聞いていますと、予定価格の設定自体がちょっと間違っているんじゃないかと、他に1社しか応募してこない、そういう部分が考えられませんか。それからもう一つは、随意契約にした場合に、1社しかない場合には1社しかないよという理由を、随意契約理由書というのを作って説明しなきゃいけませんね。その手間を省くために、うがった言い方をしますと、そういうふうな感じもしますから、やっぱり1社しか入札がないという状況はもういろんな手段を尽くしてでも防いでいただきたいと思います。以前別の委員が発言したことがあるようですが、必ずしも米子市だけに限らなくてもいい、例えば近隣の境港市でも、伯耆町でも、近隣のあるいは安来市でもいいと思います。近隣のところまでちょっと広げてもいいんじゃないですか。それはまたお互い様ですから、例えば安来市ともそういう付き合いをすればしたら、もう少し輪が広がって一者入札ということは減るんじゃないですか。そういうふうに思います。

(岩浅委員)

先ほどの話と関連で、しつこいようですけど最低制限価格がどうしても目にいつてしまって、73番の案件を抽出させていただいたんですけど、結果的にここも一者入札という感じで、1社が辞退されて、9社が全部最低制限価格による失格と、これ何とかならないのかということ、さっきも見直しをどれぐらいの期間でしておられるんですかっていう質問になったわけですけど、ここ差額が全部1,000円なんですよね。だからそのツールがあって、その計算してみんながびっただし一緒になりましたという解釈しかないと思います。いろいろ推察するしかないと思うし、だけどここまでね、数字がね、9社一緒というのも、ツールはまた別の問題であって、米子市が関係してるわけじゃないと思うんですけど、こういうことばかりやっていると、結局本当に自由競争にはなっていないし多少それこそ1,000円でも2,000円でも違う、僅差であってもね、差額が違うっていうのが普通のありようじゃないかというふうに一般市民としては思うんですよ。計算式、あるいは電卓ではわかりませんがとにかくコンピュータ叩いてこの数字が出ました。これで出そうとどの会社もそういうふうにしたと。だけど結果としては最低制限価格に引かかって、落札の権利がなくなってしまうっていうのはこれはちょっとおかしくないかなと、ちょっと素人なりに思うんですが、その辺のご感想はいかがでしょうか。現実にはどうだということにはわかりませんから、ただどう受け止められるのかなってのもっと競争を1円でも安くするっていうそういうふうなことを考えた場合には、これでは横並びの関係でしかも3社ぐらいじゃなくて3倍の9社もいるということは、ちょっと何か問題じゃないのかなと素朴には思います。

(事務局)

それでは先ほどの最低制限価格に張り付くということについてなんですけども、現実に入札っていうのは予定価格と最低制限価格の間で競争をしてもらっているという実態がございます。それは最低制限価格の水準をどこに設定をするのかというのはいろいろ考え方があるんですけども、ただその範囲内で競争をしていただく、その範囲が非常に狭いっていうところも実のところはあるんですけども、ただ、その一番下限値で張り付いているということ自体については、それより下の価格での落札はあり得ませんので、制度的にですけれども、そうすると、そこでその金額で決まっていることについては、一番安い価格でどの業者が取られるにしろ、一番安いからコスト的には一番安い価格で落札をしていただいているというふうには思っております。そこに張り付くということ自体が、こっちは人はずいというふうには思っていないくて、もちろんその設定の仕方についてはいろいろ議論があるかと思いますが、どこまでが本当に正しいのかって言われるとですね、こちらもいろいろ考え方が、国の考え方もありますし、私どもの考え方もあるんですけども、そこはいろいろ考え方はあるんですけども、最低ラインで張り付いていること、それがくじ引きで結果的に決まるということを、それ自体についてはですね、ある一定のいわゆるランク付けを格付ということで、各業者さんをランク付けをして格付ごとに総合的な施工能力に応じて、あなたたちはこの工事には入札参加できますよという形で手を挙げていただいております。ですので、一定程度の総合的な施工能力は担保した上で、一番最低の価格のラインで結果的にどの業者になるにしろ、決まっているという実態ですので、その部分については制度的にはやむを得ないだろうなというふうな認識を持っております。

(岩浅委員)

はいわかりました。ありがとうございました。

(栢見会長)

よろしゅうございますか。

だけどこれ気持ち悪いくらい同じ価格できていますね。一般工事費の積算のところを見ると若干変わっているところもあるのに、何でこんなふうになるのかなっていうのを気持ち悪いなどは思うけどね。今の時代はないものだと思って審議をさせてもらっているんだけど。

他に何かございませんか。

最低制限価格に関しては本当にそういった、私はどちらかというところ業者の立場の人間でもあるんですが、味方をしたいなと思ってらっしゃって、あんまり安いお金で引き受けると多分しんどいんで、なるべくなら、お互いが儲かって、お互いがハ

ッピーになるような形の契約が一番いいんじゃないかなと思っているから、私は落札率100%もいいと思いつつ、それはそれだけ行政がきちっと市場価格を見てこれだっていう価格を決めれば、それは100%でないとおかしいはずで、それが何で低い価格でしてくるかっていうと、そんなにプラスアルファが結構まだ見れないものが入っているからどうしても予定価格は上ぐらいなるんで、そうすると実際計算すると、それよりも下に落ちてくるっていうのは一般的な話なんです。けども、きちっとそれが評価できてしまえば100%で取ってあげない限り、業者を常に泣かしてしまっているような気もするので、あまり予定価格とその落札率っていうのはあんまり気にはしてないんだけど、あまりにも低入札の値が同じっていうのはちょっと、1回ぐらい呼んで聞いてみてもいいんじゃないかなと思います。あまりにもこれはちょっと酷すぎるなっていう感じもするので。機会があればぜひ聞いてみてください。どなたか言われてましたけど本当これ、積算根拠持ってこいぐらいの、ちょっと今後の参考にするので持ってきてくれてもいいと思うんで、そこはちょっとチェックされるのもいいかなと思ったりはします。

最低価格とは私は業者が経営が成り立つ最低価格だと思っているので、だからそれを下回ると、どうしても手抜きがあったりするので品質が劣化するので、それは駄目だっていうことで最低価格が決まっていると思っているんですよ。だからそれを下回る場所は発注する行政としては品質が保証されてないっていうことで、駄目だっていうのは一般的で正しいと思う。

何かございますか。よろしゅうございますか。

まだこれ聞きたいっていうところが、時間的にもちょっとあるんでよろしいですか。

(青戸委員)

この会議の最初のほうで電子入札への移行みたいな話を伺いました。ちょっと今更こういう話をするのはどうかと思うんですけども。55番の案件です。ここで辞退になっているC社という業者さん、米子市の令和5年度辞退者一覧、事前配布の資料によればこれ15番で、辞退理由は入札書の郵送を忘れていたというこの初めに見たんですけども、この辞退は11月8日なんですけども、入札書の差出期間は令和5年11月6日から11月10日になっている。指定配達日は11月13日なんです。入札書を郵送する際、配達日指定郵便を使ってくださいっていうことを書いてありますので、8日であっても6日後、間に合うのではと思ったものですからね、これ辞退理由として受理していいんだろうかと思ったんですけど、私の認識が間違っていますかね。辞退を受理しないほうがいいのではないかという気がしたんですけど。

(事務局)

この案件は実際には指定期限までに入札は郵便で届かなかった案件で、こちらから問い合わせた結果、こちらが指定した日に郵便が届くことができないということだったので、それだったら辞退届を出してくださいという形にして、そういった理由で辞退届を出していただいたっていうところでございます。

(青戸委員)

すいません、よくわかんないんですけど、だとしても11月8日が辞退日なんですか。私が理解していないんですけども、3日以降を指定できるんですよね、確か。11月8日に出したら、11月13日に間に合うのではという気がしたんですけども。違うんですかね。

(事務局)

その確認はできていないんですけども、おそらくですけど、その日付ですね、11月8日に受けたものではなかったという可能性が高いと思われます。

(青戸委員)

わかりました。

(榎見会長)

ちょっと私理解できないんですけど、55の案件ですよ。具体的にはどの会社が辞退したんですか。

(青戸委員)

C社です。

(榎見会長)

手を挙げておきながら入札しなかったやつですね。これ違うんですか。

(事務局)

そうです。

(榎見会長)

だけど、すごく親切だなというか、そこを問い合わせんですか。ルール通り無視し、機械的に失格としてしまったほうがいいんじゃないですか。

(事務局)

入札参加の意向を示していただいて、指名通知書を出しておりますので、一応工事に関しては辞退という形にさせていただくために、一応連絡はさせていただいております。

(杢見会長)

こだわるようだけど入札書類としては不備があったわけでしょ。

(事務局)

不備があったというか、指定した日に入札書が届かなかったということです。

(杢見会長)

参加資格はもうその時点ではないのだから、入れる自体はおかしいと違うかっていう話だから、最初からそれは辞退も何も関係なしに最終のところ、入札したけれども辞退するっていうのはわかるんだけども、入札前に辞退しているわけでしょ、間に合わなかったかどうか知らないんだけど、それをまず同じ土俵に乗せたらいけないと思う。そういうルールでやっていたならしょうがないんだけど、どうなんですかね。

(事務局)

こちらの執行表というのはですね、入札の参加の意向を示していただいたところに対して、指名通知を送った方のお名前を出させていただきます。ですからこの指名通知を送った後、辞退された方は、辞退という表現にさせていただきます。開札を行う前までに辞退を行った場合は、入札執行表に辞退と表記させていただいております。

(杢見会長)

わかりました。今後そのDX化されるんだろうけど、そういう問題が出てくる可能性が高いと思うから、一度見直しをされたほうがいいと思います。

他に何かよろしゅうございますか。

何もなければ、一応出していただいた全ては審議できなかったんですけども。

委員の皆さん、これでご承諾願えますか。よろしゅうございますか。

(委員 同意)

(杢見会長)

はい、ありがとうございました。

そしたら、令和5年度下半期分っていうんですかね、昨年度の分については承認されたことにさせていただきます。

では、戻りまして議事の(3)ということで、その他ということでございますけど、何か事務局ございますか。

(事務局)

ございません。

(杢見会長)

委員の皆様から何かございますか。

(松本委員)

その他ということちょっと気になっていたことを質問させていただきたいと思
います。

まず、先ほどの予定価格に対する落札率が100%は何ら問題ないということ
ですが、私としてはちょっと問題だなと思っているんです。と言いますのは、例え
ば、今年の9月3日の新聞に載っています。香川県の発注工事で、入札談合の疑い
ということで、公正取引委員会が高松市の建設業者20数社に立ち入り検査したと
いう事案です。このとき土木工事の入札だったんですけど、1社が落札したんで
す。そのときの落札価格は予定価格の95%で落札しています。それ以外の会社は
全てより高い値段で出しているんです。これは談合の結果だろうということで公正
取引委員会が調査に入った案件です。香川県の場合は、以前にも同じこと起きてい
るんです。平成13年もやったし、平成15年もやっているというかなり悪質な事
例だったんで、その落札率のパーセンテージが95ということで、私は基本的に9
5%を超えるのはちょっとあれしかというふうに思っております。

それで最低制限価格を決めているこの主な理由というのは、2つありまして、1
つが無理な工事をすることによって工事不良が起きることを防ぐ、これ1つなんで
すね。もう1つの理由は、建設土木業界の健全な育成を目指す、それによって従
業員に十分な給料を払ってということで、建設業界は人手不足だと言われてますん
で、そういったことに対応しようということなんですけど、人件費ということだっ
たら、労働分配率っていうのは一般的に言われるんですけど、大体地元の土木建設
関係の業者さんで、労働分配率は何%ぐらいということはおわかりますでしょうか。

(杢見会長)

事務局答えられますか。

(事務局)

労働分配率の話なんですけれども、そこについては、おそらく経審の審査を行っている、建設業の許可をしています県のほうでそういったような数字については、一定程度把握しているんじゃないかなとは思っております。こちらのほうではそういった許可権限を持っておりませんので、どのような分配率になっているかというところまでは承知はしていないところでございます。

(松本委員)

わかりました。

(杢見会長)

よろしゅうございますか。

その他のところでちょっと1つだけ、米子市さんはこういう工事とか、業務とか委託業務とかに関して、成果の評価制度は設けておられるんですか。優秀な工事をしたとか、優秀な提案であったとかっていうのを。それで、もしくはそれをさせているならば、それをインセンティブとして入札のときにポイントとか何かで与えてあげるというのも1つの、何ていうか最低価格を高く見積もられる、そういう業者だったら品質もいいわけだし、ただ価格競争だけじゃなくて、技術力の競争も含んでいるんですよという意味合いもあって、何か今そういうポイント制度を設けてあげたらいいかなと思ってるんですけど、どうでしょうか。

(事務局)

評価をするのに、まず施工が良いか悪いかっていう評価は、それぞれの工事ごとに工事の成績評定ということをやっておりますので、それはそれぞれの技術者さんの持ち点になったりとか、会社の工事成績の持ち点になったりとかっていうことに反映されますので、それが最終的に入札に参加したときに、工事成績で評価をするというような総合評価の場合については、それがインセンティブとして働くということになります。

それともう1つ、そういった会社の過去4年ぐらいたった工事成績の平均点っていうようなものを、格付に利用しております。A級、B級格付するというような形で、総合的な施工能力の評価の1つに使っているという側面もあります。

それともう1つ、優良工事表彰という制度は米子市も持っております、そちらについても、その表彰をされると、加点をする。それは要するに、格付、そこは格

付の中での加点をすると、30点ぐらいの加点をして、要は下駄を履かせて、そのA級、B級、C級のランク付けを使うっていうようなことをして、一定程度はそういったようなそのインセンティブを施工能力に応じた適宜仕事をしていただいた方の評価というものを活用しているところではあるんですけども、世の中にはいろいろなやり方でそれをやっておられる方も部分があって、そういう良い工事をしたところだけを集めて、一定の工事を多くの参加をさせ、認めるとかそういったようなこともやっておられるような自治体さんもありますんで、そこはまたいろいろと検討はしてみたいなというふうに思っております。

(杢見会長)

はい、ありがとうございます。

総合評価については5,000万以上の案件ですよ。そういうそれぞれの技術点とかが入ってきて、価格だけじゃなくていいんだけど、だから今5,000万円をもうちょっと下げたらいいんじゃないかって、だから価格だけはもうちょっと低くして、130万円を技術評価までって無理なのはわかってるんだけど、だから、あまりにも130万とか5,000万円の幅が広すぎるから、もう少し上のほうはそういう技術評価点を入れてあげると皆さんが疑問に思っている価格だけでは決まっていんですよ。だから技術点をちゃんと考慮して、やっているんですよっていう話、ただ単に、まずは入札価格で予定価格を下回っているか上回っているかだけで、まずはそこで切って、その次は技術点を入れてちゃんと評価してあげれば、低い額のところは点数が悪ければ通れないし、技術点が高かったら高く入っても取れるはずなんですよ。そうするともっといい仕事をしましょうっていう、お金を儲けるためにもっと良い仕事をすればそれだけ技術を評価してくれるんだったら、見積価格も高く入れる、入札価格も入れることができるということで、だからこの5,000万を、ちょっと価格だけで評価するならもうちょっと下げたほうが、市民の皆さんはよくわかってくれるのではないかなという感じがしました。これは皆さんの委員の質問等を聞いていてそんな印象を受けましたので、1つご検討してみてくださいということなので、何もないければこれで議事は終わらしていただきます。

そしたら進行を事務局のほうにお返します。

(事務局)

長時間にわたって審議をしていただきましてありがとうございました。

次回もまた資料を揃えましてご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次回は令和7年2月頃開催予定ですので、よろしくお願いいたします。